

1 - 4 計画の目標水準の設定

国の目標水準及び都市計画マスタープランの整備目標量を指標として、緑の将来像を実現するための計画の目標水準を設定する。

(1) 目標水準の設定のための指標

緑地及び都市公園の目標水準を設定するにあたり、指標となる国及び桐生市都市計画マスタープランで示された目標水準を以下に示す。

国の緑地の目標水準

市街地の持続性のある緑地の割合	平成 12 年度末	21 世紀初頭
	25%以上 *1	30%以上 *2

* 1 平成12年度末目標水準：「グリーンプラン2000（緑の政策大綱のアクションプログラム）（平成8～12年度）より

* 2 21世紀初頭目標水準：「緑の政策大綱（平成6年7月）」より

国の都市公園の整備目標水準

年 次	平成 9 年度末現在	平成 14 年度末	21 世紀初頭
都市公園の整備目標	7.5 m ² /人	9.5 m ² /人	20 m ² /人
都市公園の整備目標 (都市公園のうち広域公園、 国営公園を除いたもの)	-	-	17 m ² /人

* 都市計画中央審議会答申（平成7年7月）より

桐生市都市計画マスタープランにおける都市公園の整備目標量

	平成 7 年度現在 面積 (ha)	目標 (平成 27 年度)		
		目標面積 (ha)	目標水準 (m ² /人)	要整備面積 (ha)
住区基幹公園	17.88	48.0	4.0	30.12
都市基幹公園	34.7	54.0	4.5	19.3

* 都市公園全体の目標水準は「国の整備目標水準を上回る」とされている。

国の緑化目標水準

住区基幹公園		都市基幹公園		幹線道路
(街区公園除)	街区公園	(運動公園除)	運動公園	
50 %	30 %	50 %	30 %	30 %

* 21世紀初頭目標水準：「緑の政策大綱（平成6年7月）」より

(2) 緑地の確保目標水準

本市において現況の緑地の占める割合は、市街化区域内では6.5%（196.99ha）で、これと市街化区域に接する周辺地域（市街化調整区域）の緑地をあわせると22.0%（796.57ha）となる。また、都市計画区域全体では75.8%（10,417.0ha）と非常に高い。

これは、山地及び水面等が約8割を占め、2割の平地部に市街地が形成されているといった、本市の地形的制約からくる土地利用特性によるものである。

市街化調整区域は約95%が地域制緑地に指定され、都市基幹公園等の比較的規模の大きな施設緑地は市街化区域に接する市街化調整区域に配置されている。

以上のような緑地特性から、本市の将来市街地の緑地確保量は将来市街地に接した周辺地域の緑地（施設緑地等）を含めて目標水準を以下のように設定する。

目標年次における 緑地確保目標量	都市計画区域面積に対する割合	将来市街地面積に対する割合 (将来市街地に接した周辺地域の 緑地を含む)
	概ね 10,430 ha 76 %	概ね 1,110 ha 28 %

$$\text{都市計画区域面積に対する割合} = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

$$\text{将来市街地面積に対する割合} \\ \text{(将来市街地に接した周辺地域の緑地を含む)} = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量(210ha)} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地確保目標量(900ha)}}{\text{将来市街地面積(3,040ha)} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地確保目標量(900ha)}}$$

(3) 都市公園等として整備すべき緑地の目標水準

本市における都市公園の整備水準は、平成10年度現在で6.29 m²/人となっており、国の目標水準17 m²/人に対して37%と低い水準にあるが、本市は市街地を取りまく豊かな緑地とともに、街区公園や近隣公園などの身近な都市公園に準ずる機能をもつ河川緑地、青少年広場など、公共施設緑地が多く配置されている。

以上のようなことから、本市の都市公園は以下に示すように「都市公園」と都市公園と公共施設緑地をあわせた「都市公園等」の2つの目標水準を設定する。

今後の市街化区域内での街区公園や近隣公園などの住区基幹公園の用地としては、主に未利用地や宅地等の整備による確保となる。

年次	現況 (平成10年度)	中間年次 (平成17年度)	目標年次 (平成27年度)
都市公園	6.29 m ² /人	8 m ² /人	18 m ² /人
都市公園等 (都市公園 + 公共施設緑地)	12.90 m ² /人	15 m ² /人	25 m ² /人

(4) 緑化に対する都市全体の目標

本市における緑化目標は、以下のように設定する。

区 分		緑化目標（目標年次・平成 27 年度） ^{* 1}	
都市公園	街区公園	緑化率 30%以上	
	近隣公園	緑化率 50%以上	
	地区公園	緑化率 50%以上	
公共公益施設	幹線道路	市の管理する幹線道路の緑化率 20%以上	
	その他の公共公益施設	緑化率 20%以上	
民有地	住宅地	敷地内緑化率 20%以上	
	商業地	1 建物にフラワーポット 1 か所以上	
	工業地	工場立地法に基づく工場	敷地内緑化率 25%以上 (工場立地法準則第 2 条、第 3 条の敷地面積に対する緑地面積率(20%)・環境施設面積率(25%)を参考とする)
		その他の工場・事業所	敷地内緑化率は空地の 20%以上

* 1 街区公園、近隣公園、地区公園目標水準は国の指針による。工場立地法に基づく工場は国の指針等をもとに設定した。